			総	括	調	査	票			
調査事案名	(17) 医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)				対象 算額					
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	į	医療提	供体制基	盤整備費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省	지리	一般云訂	E	1	医療介護提	供体制改	革推進交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画(以下、「都道府県計画」という。)のうち、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等に対して財政支援を行う。

• 交付先 : 都道府県

· 負担割合: 2/3 (都道府県1/3)

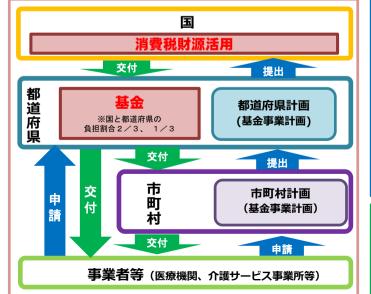
令和元年度基金対象事業

(事業区分1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床機能分化・連携推進事業)

(事業区分2) 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療推進事業)

(事業区分4) 医療従事者の確保に関する事業 (医療従事者確保事業)

※消費税法第1条第2項 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。



### 【都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)】

#### 〇 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組 みの整備)
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

#### 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定<sub>※1</sub> /目標と計画期間(原則1年間) /事業の内容、費用の額等 /事業の評価方法<sub>※2</sub>

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施し、国は 都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- O 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を 作成

### 【地域医療介護総合確保基金の対象事業】

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の働き方改革の推進に関する事業 ※令和2年度より実施される事業

## ②調査の視点

基金事業の適切な執行について

○ 基金による財政支援の対象とし て適切な事業内容となっているか。

### 【調査対象年度】

• 令和元年度

#### 【調査対象先数】

- 厚生労働省
- · 47都道府県(都道府県計画)



# 総 括 調 査 票

調査事案名

(17) 医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)

## ③調査結果及びその分析

### 基金事業の適切な執行について

### 【1. 執行状況】

- 本基金全体の執行としては、予算額に対して計画金額は概ね8割、執行実 績金額は7割程度。しかしながら、事業区分1については、計画された金額 は6割、執行実績金額においても5割程度にとどまっている。【表1】
- 〇 令和元年度には、基金事業計画上、全1,637件の事業が実施されることと なっており、各事業について都道府県が厚生労働省に提出した資料に基づき、 執行状況の調査を行った。

### 【表1】事業区分ごとの執行状況

(件、億円)

	A マケッ		B 計画		C 実	<b>淫績</b>	B/A	C/A	C/B
	予算額 (公費)		件数	金額	件数	金額	割合	割合	割合
事業区分1	57	0	233	360	217	269	<u>63%</u>	<u>47%</u>	75%
事業区分2	46		352	42	334	39	99%	93%	93%
事業区分4	40		1, 052	421	1, 028	391	99/0	93/0	30/0
合計	1, 03	4	1, 637	824	1, 579	699	<u>80%</u>	<u>68%</u>	85%

### 【2.標準事業例ごとの実績】

(出所) 厚生労働省調べ

- 〇 厚生労働省において、予算の効率的な活用を図ることを目的として、本基金事業における標準事業例を設定し、各都道府県宛通知を行っている。各都道府県においては、原則として、本通知の標準事業例により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業計上することとなっている。なお、標準事業例に該当しない事業については、あらかじめ厚生労働省と協議の上、基金事業として都道府県計画に記載することとなっている。
- 〇 <u>事業区分1</u>においては、<u>地域医療構想の達成に直接寄与することになる標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、件数及び金額ともに最</u>も多い計上となっている。【表2】

### 【表2】事業区分1の標準事業例ごとの執行状況内訳

(件、億円)

	標準事業例	事業概要		計画		実績	
	惊华争未例 			金額	件数	金額	
1	I C T を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の医療情報連携を可能とするためのネットワーク構築や、津波などによる診療情報流出 防止のための防災上安全な地域におけるデータサーバーの整備。	28	21	27	20	
2	2 精神科医療機関の施設・設備整 精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設・ がの改修又は施設・設備の整備。		2	3	2	3	
3	がんの医療体制における空白地 域の施設・整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備。	11	12	11	8	
4	地域医療支援病院やがん診療連 携拠点病院等の患者に対する歯 科保健医療の推進	病棟・外来に歯科医師等を配置又は派遣し、全身と口腔機能の向上を図るための口腔管理を実施すると ともに、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を実施。	19	4	19	4	
5	病床の機能分化・連携推進のた めの基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備。このほか再編統合に係る経費を支援。	<u>107</u>	<u>288</u>	<u>100</u>	<u>210</u>	
6	妊産婦の多様なニーズに応える ための院内助産所等の施設・設 備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に 必要な備品の整備。	9	1	5	1	
その他	分類されていないもの		57	31	53	22	

(出所)厚生労働省調べ

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金 (医療分)

## ③調査結果及びその分析

### 【3. 病床の機能分化・連携推進のための基盤整備】

○ 事業区分1のうち最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、各都道府県が策定した計画に記載されている個別事業内容を書面で確認したところ、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのか確認できない事業が見受けられた。【表3】

### 【4. その他事業の必要性】

- また、事業区分1に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、
  - ・本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
  - ・基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないようにみえる事業
  - ・恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業

など、消費税増収分等を財源としている<u>本基金を用いる必要性が乏しいと</u> <u>疑われる事業も見受けられた</u>。【表 4 】

### 【表3】標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」事業において、施設・設備の整備 に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭な事業

	事業概要				
A県	健康・医療・介護の <b>データの連携による情報基盤の構築</b> 。(151百万円)				
B県	地域中核病院等への <b>専門医の配置</b> 等。(47百万円)				
C県	医療機関の情報連携のための <u>I C T を活用した地域連携パスの開発</u> 等。 (20百万円)				
D県	読影医の確保のため、 <b>読影医の研修</b> に対する支援事業への補助。(19百万円)				
E県	認定看護師 <b>資格の取得に要する経費</b> に対する補助。(8百万円)				

(出所) 各都道府県計画から引用

### 【表4】基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業

	事業区分	事業概要
F県	医療従事者 の確保	医師不足地域の医療機関に対して、 <b>他病院から派遣される医師のた</b> めの住居の新築、改修などの支援。(183百万円)
G県	居宅等の 医療の提供	在宅看護に係る認定看護師等の資格取得に向けて必要な入学金、授 業料、実習費及び教材費、 <b>代替職員の人件費</b> に対する助成。(40百 万円)
H県	医療従事者 の確保	<b>診療応援医師を送迎するための専用車両を運行</b> することで診療応援 医師の長時間の運転等の負担軽減を図り、医師の確保につなげる。 (15百万円)
I県	医療従事者 の確保 外国人医療環境整備事業として、 <b>電話通訳やタブレットなど</b> <b>人への医療提供に役立つ翻訳ツールを幅広く普及するため、</b> 社を交えた利用体験の場を設定。(4百万円の内数)	
J県	医療従事者 の確保	県立看護師養成所においてこころのケアを必要とする学生に対し、 スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。(1百万円)

	事業区分	事業概要
K県	地域医療 構想の達成	地域包括ケア機能を担う有床診療所のうち、未稼働病床がある診療 所が稼働できるようにするため、新たに <b>夜間・休日対応として雇用</b> <b>する医師・看護師の人件費</b> に対して補助する。(114百万円)
L県	医療従事者 の確保	県医師会内に <b>医業承継バンクを設置</b> し、 <b>廃業を検討する医師と新規</b> <b>開業を検討する医師とのマッチング</b> を支援する。(20百万円)
M県	地域医療 構想の達成	歯科診療所における <b>口腔機能</b> を客観的に <b>測定できる機器の導入</b> 及び 高齢者の <b>口腔機能等に関する調査等</b> を行う。(15百万円)
N県	居宅等の 医療の提供	在宅の <b>重症心身障害者</b> の病床確保のための経費として医療型短期入 所に係る <b>自立支援給付費相当額を支援し、運営に対する支援</b> を行う。 (12百万円)
O県	医療従事者 の確保	県民の健康課題解決を促進する <b>健康づくりの中心となる人材育成</b> を 行う。(5百万円)

(出所) 各都道府県計画から引用

# 総 括 調 査 票

### 調查事案名

(17) 医療介護提供体制改革推進交付金 (医療分)

## ③調査結果及びその分析

### 【5. 目標設定】

O さらに、各個別事業に設定される目標について確認したところ、事業目的達成の判断が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業も見受けられた。

【表5】

### 【表5】アウトプット指標の設定が適切か疑わしい主な事業

	事業概要	アウトプット指標		
P県	医療機関が行う女性医師の再就業研修に助成するとともに女性医師就業相談窓口の運営を委託する。(3百万円)	ホームページ閲覧件 数1,000件		
Q県	医療基盤が脆弱な地域の医療機関が隣接地域の 専門医療機関の指示、助言を受けて救急患者の 初期対応ができるよう、病院間で患者情報を共 有するネットワークのシステム構築費を助成す る。(17百万円)	医療基盤が脆弱な地域の医療機関1施設 に対して助成		
R県	県が指定する小児科・産婦人科及び地域中核病院に対し、診療技術習得のため国内外留学を行う医師の研修費用を助成する。(11百万円)	制度周知用チラシ作 成500枚		

(出所) 各都道府県計画から引用

### 【6. 会計検査院の指摘】

- 〇 なお、基金事業における、地域医療情報連携ネットワークに関する令和元年の会計検査院の検査(指摘事項の公表は令和元年10月)を踏まえ、厚生労働省において、基金の適切な予算執行の徹底に関する都道府県宛通知を発出(令和元年8月)し、同通知において本基金を財源とすることが不適切な事業をリスト化し明示している。
- ●会計検査院の指摘事項概要(令和元年10月)
- 一部のシステムにおいて、システムが利用可能な状態となっていない ものや利用が低調なものがあった。
- 上記の状態が続いていたにもかかわらず、事業主体に対して十分な指導を行っていなかった。

### (具体的事例)

- 〇システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態と なっていないなどの事態
- ・システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収をしていた。
- ・仕様で要求されている基本要件等が満たされているか確認を行って いない。
- 〇システムが全く利用されていないなどの事態 整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、
- 参加医療機関等及び参加患者が皆無
- ・参加患者が50名以下となっており利用が低調

### ●不適切な事業リスト (令和元年8月8日厚生労働省通知)

- ①地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等
- ②地方単独事業等への単なる付替えと なる事業
- ③他の国庫補助で措置されている事業
- ④診療報酬で措置されている事業
- ⑤特定の事業者の資産形成につながる 事業であって、事業者負担を求めて いない事業
- ⑥医師修学資金貸与事業の要件を満た していない事業

## 4)今後の改善点・検討の方向性

### 基金事業の適切な執行について

O 地域医療構想を一層推進するため、 本事業を効果的に活用することは重要 であるが、地域医療構想の関係性・進 め方が不明瞭な事業、基金を用いる必 要性が乏しいと疑われる事業、アウト プット指標の設定が適切か疑わしい事 業が見受けられたことから、<u>厚生労働</u> 省による計画の事前事後の検証をより 一層徹底すべきではないか。

なかでも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。

〇 また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的要件を明確化すべき。